

## 平成 27 年 第 1 回 教 育 委 員 会 会 議 録

招集年月日	平成 27 年 2 月 26 日
招 集 場 所	日南町役場第 3 会議室
開 会	午後 1 時 00 分 教育委員長宣告
出席委員	福田教育委員長 川上教育委員 須田教育委員 中村教育委員 丸山教育長
欠席委員	
報告事項	<p>別紙資料による</p> <p>○事業報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 12/12 佐武賞表彰式</li> <li>・ 12/12 給食会運営委員会</li> <li>・ 12/13 にちなんサポート</li> <li>・ 12/24 教育委員会協議会</li> <li>・ 12/25 教育長、小中校長協議</li> <li>・ 1/9 栄養教諭配置に係る協議（県体育保健課）</li> <li>・ 1/21 西部町村教育広域連携視察研修（～ 1/22）</li> <li>・ 2/2 教育懇話会</li> <li>・ 2/3 当初予算町長ヒアリング</li> <li>・ 2/11 建国祭</li> <li>・ 2/12 拡大トップ会議</li> <li>・ 2/13 「私たちの偉大なる先人たち」表彰式</li> <li>・ 2/15 西部地区町村社会教育研究大会</li> <li>・ 2/20 議会全員協議会</li> <li>・ 2/25 自治協議会</li> </ul> <p>○行事予定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2/28 鳥大 - 日南町連携事業報告会</li> <li>・ 3/1 日野高校卒業証書授与式</li> <li>・ 3/3 3 月定例議会（～ 3/24）</li> <li>・ 3/5 日南町史編さん審議会</li> <li>・ 3/6 議会一般質問</li> <li>・ 3/11 日南中学校卒業式</li> <li>・ 3/11 第 2 回教育委員会</li> <li>・ 3/17 ふるさと大賞授賞式</li> <li>・ 3/20 日南小学校卒業式</li> <li>・ 3/24 第 3 回教育委員会</li> <li>・ 3/26 第 4 回教育委員会</li> <li>・ 3/31 小中学校離任式（予定）</li> <li>・ 4/1 小中学校着任式（予定）</li> <li>・ 4/1 第 5 回教育委員会（予定）</li> <li>・ 4/8 日南小学校入学式</li> <li>・ 4/8 日南中学校入学式</li> </ul>

議 事 日 程		議 事 の 経 過
日 程 そ の 他	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第 1 議案第 1 号 平成 2 6 年度 日南町教育費 3 月補正（第 9 号）予算に ついて	委員長 教育長 委員長 事務局 委員長 事務局 委員長 事務局 委員長 委員 委員長	<p>日程第 1 議案第 1 号について説明を求める。</p> <p>日程第 1 議案第 1 号平成 2 6 年度日南町教育費 3 月補正予算の議会提案について承認を求めるもの。補正前教育費合計 628,778 千円、今回 12,653 千円の増額、補正後の額は、641,431 千円の補正予算の計上となります。（※資料に基づき詳細説明）</p> <p>質問はありませんか。</p> <p>人材育成奨学金貸与事業の実績による減額は、貸付がなかったということですか。</p> <p>1 3 人の申請があり全員に貸付が行われています。予算は、1 5 人分計上してあり 2 名分の減額です。貸付対象者と金額、利息は？</p> <p>対象は、専門学校、大学等です。貸付額は年額 40 万円で、無利息です。</p> <p>追加説明です。社会体育施設管理運営事務の工事請負費ですが、テニスコートの造成、北の原砂防堰堤の工事の際にゴミが出てきまして、その処理費用を計上しています。</p> <p>ふるさと納税は一年間でこのくらいですか。</p> <p>町全体は分からないが、図書に限定されたものをその都度補正して対応しています。今回の補正予算は、図書購入に限っての寄付ということです。</p> <p>質疑はあるか。ないようなので、議案第 1 号について承認してよろしいか。</p> <p>承認する。</p> <p>議案第 1 号について承認されました。</p>
日程第 2 議案第 2 号 平成 2 7 年度 日南町教育費 当初予算につ	教育長	<p>日程第 2 議案第 2 号について説明を求める。</p> <p>平成 2 7 年度日南町教育費当初予算の議会提案について承認を求めるもの。</p> <p>全体的な日南町の流れについて報告します。平成 27 年度は地方創生元年で、「日南町に住み続けて良かった、そして住んでみたい」と感じていただけるスタートの年にしていく年です。基本方針として産業の振興、町民が安心して暮らせる健康なまちづくり、こころ豊かに生きる協働のまちづくり、を町制ま</p>

いて

ちづくりの3本柱としています。産業の振興については、道の駅整備重点地区として国土交通大臣から認証を受けて、その具現化に向けて取組を展開します。教育委員会としては、中心市街化の構想の中で、予算はありませんが、社会体育館をどうしていくか検討していかなくてはなりません。第2に「町民が安心して暮らせる健康な街づくり」では、子育て支援として医療費助成を中学生までを対象としていましたが、来年度は高校生までを助成対象とする方針です。まだ具体的に教育委員会に示されていませんが、小中学生など子ども達が自然を身近に感じ安全な森で遊ぶことができるように、武道館上手からイチイ壮周辺東屋までの遊歩道の環境整備をするということもだされています。中心地域整備構想内に、子育て世代にも集まりやすく利用しやすい公園を整備していくことも示されています。具体的なことがありましたら委員のみなさんにも関心をもっていただきたいと思います。日南中学校の寄宿舎を改修して冬期間等、高齢者が利用できる共同住宅シェアハウスを整備するとともにI J Uターンにも対応した施設として世代間の交流や見守りの新しい形を構築したい。公共交通については、町営バスの土日祝日の運行の昼の往復便を50分から1時間早め、小中学校の土曜授業の下校をスムーズに行うことも示しています。第3に「心豊かに生きる協働のまちづくり」の中で、総合教育会議で策定する「教育振興に関する施策の大綱」では、教育行政に取り組んでいきます。人材育成の取組について、日南町で定住を条件とした償還免除制度を設けて町内勤務や町内からの通勤を支援します。スコッツバレーへの派遣復活も考えて国際交流などオープンマインドの醸成も行う予定です。学校教育につきましては、タブレットを含めたICTを最大限活用した学習を充実させてわかりやすい授業を展開していきます。教育課程の特例校で「ともいき科」の設置、土曜授業を推進します。社会教育の分野では、第二次世界大戦後70周年にあたることで、企画展とか図書館での戦争特集の展示とか平和学習、小中高生のワークショップ、フィールドワークも行っていきたいと思っています。町史編さんについて、昭和58年度以降の記録を追録する方針で、平成31年度の町制60周年を目指した発行準備を本格化します。19年を経過する総合文化センターの保守管理、改修を行います。特に平成27年度は、さつきホールの空調設備の改修工事、外壁・屋根の補修工事を行います。産官学連携では、鳥取大学との連携が10周年になり、まちづくり協議会も含めたところで連携事業に取り組めます。このようなことを施政方針で申し上げたいと思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。正式には議会等で公表になりますが、本日はまだ調整中ですのでことばで報告させていただきました。

平成 27 年度当初予算額 713,092 千円、平成 26 年度当初予算額 562,281 千円、150,811 千円の増額です。

※資料に基づき詳細説明

委員長

質問はありませんか。

事務局

教員住宅管理について、5 戸ありますが使っていますか。足りないことはないですか。

委員長

全部使っています。足りないので、県営住宅等に入っています。

事務局

にちなんサポート事業について、若葉会のテスト結果を見せたい。

委員長

にちなんサポートの年間総括をして保護者等に返したいと考えています。

事務局

1 年で良い悪いは言えないが、これから数年実施していくには効果を示さないといけない。

回数も 5 回ですので、点数に直接は結びつかない部分もあると思いますが、意欲面や刺激といった意味では良い成果も出ていると思う。そういったことも含めて総括をしたいと思います。

委員長

生徒派遣補助金、全国大会に出場するのが減ってきて予算が残るので練習試合等他の用途にもということですか。

事務局

中体連の参加に限定していますので、練習試合等は各部で保護者の理解を得ながら進めてい行くという事になっています。勝ち上がれば県大会、中国大会、全国大会につながることを見込んで予算計上していますので、負けて上位大会へ進めなければ予算を使わないことが生じていました。そうではなくて、強化するには他にもいろいろ有効な使い方があるのではないかと、ということを検討するという事です。

委員長

町民の中からコーチを依頼し、コーチ謝金に使用することは考えられないですか。

事務局

それが一番有効であると考えたら協議することになります。

委員長

スコッツバレーは本当に行くんですか。前回から年数が経過していますが。

事務局

行かなくなってから期間が経っていますので、向こうで対応してくださった方々が一新しているようです。学校の英語担当教諭と A L T で連絡を取りながら、どういう形でやっていけばよいか相談をしている段階です。受入側の体制もありますし、いろんな世界情勢もありますし、そういったことがクリアできることが実施の条件だと考えています。

委員長

質疑はあるか。ないようなので、議案第 2 号について承認してよろしいか。

委員

承認する。

委員長

議案第 2 号について承認されました。

<p>日程第3 議案第3号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について 日程第4</p>	<p>教育長   委員長 教育長</p>	<p>日程第3議案第3号について説明を求める。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、承認を求めるものです。資料により、3つの条例を一括して改正するものであることを説明。日南町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を日南町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例に改正すること。日南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例で、教育委員長報酬に関することの改正。日南町職員定数条例の根拠法令の改正による条ずれの改正。 経過措置で、現教育長が任期中は従前のおりということですね。 関連がありますので、日程第4議案第4号についても説明を求めます。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則について、承認を求めるものです。教育委員会委員長が教育長にかわることに伴うものです。 ※資料に基づき詳細説明</p>
<p>議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則について 日程第5</p>	<p>委員長  委員 委員長 委員 委員長</p>	<p>教育長は特別職でありながら勤務については一般職に準ずるということですね。 4月1日に新教育長になるため、委員長を教育長に変えるということ。ただし教育長が変わらない限り従前のおりということですね。 質疑はあるか。ないようなので、議案第3号について承認してよろしいか。 承認する。 議案第3号について承認されました。 議案第4号について承認してよろしいか。 承認する。 議案第4号について承認されました。</p>
<p>議案第5号 区域外就学に</p>	<p>教育長</p>	<p>日程第5議案第5号、日程第6議案第6号、日程第7議案第7号について説明を求める。 日程第5議案第5号 区域外就学の取扱について、下記のとおり申請があったので審議を求めるものです。※資料に基づき詳細説明</p>

<p>について 日程第 6 議案第 6 号 区域外就学に</p>	<p>委員長</p>	<p>日程第 6 議案第 6 号 区域外就学の取扱について、下記のとおり申請があったので審議を求めるものです。※資料に基づき詳細説明</p>
<p>について 日程第 7 議案第 7 号 区域外就学に</p>	<p>委員</p>	<p>日程第 7 議案第 7 号 区域外就学の取扱について、下記のとおり申請があったので審議を求めるものです。※資料に基づき詳細説明</p>
<p>について 委員長</p>	<p>委員長</p>	<p>質疑はあるか。ないようなので、議案第 5 号について承認してよろしいか。</p>
<p>委員長</p>	<p>委員</p>	<p>承認する。</p>
<p>日程第 8 議案第 8 号 平成 26 年度 要保護児童の 認定について</p>	<p>委員長</p>	<p>議案第 5 号について承認されました。</p>
<p>委員長</p>	<p>委員</p>	<p>議案第 6 号について承認してよろしいか。</p>
<p>日程第 9 議案第 9 号 日南町人材育 成奨学資金貸 与条例の一部 改正について</p>	<p>委員</p>	<p>承認する。</p>
<p>委員長</p>	<p>委員長</p>	<p>議案第 6 号について承認されました。</p>
<p>委員長</p>	<p>委員</p>	<p>議案第 7 号について承認してよろしいか。</p>
<p>委員長</p>	<p>委員</p>	<p>承認する。</p>
<p>委員長</p>	<p>委員長</p>	<p>議案第 7 号について承認されました。</p>
<p>委員長</p>	<p>委員</p>	<p>日程第 8 議案第 8 号について説明を求める。</p>
<p>委員長</p>	<p>教育長</p>	<p>平成 26 年度要保護児童の認定について、下記のとおり承認を求めるものです。</p>
<p>委員長</p>	<p>委員長</p>	<p>※資料に基づき詳細説明</p>
<p>委員長</p>	<p>委員</p>	<p>質疑はあるか。ないようなので、議案第 8 号について承認してよろしいか。</p>
<p>委員長</p>	<p>委員</p>	<p>承認する。</p>
<p>委員長</p>	<p>委員長</p>	<p>議案第 8 号について承認されました。</p>
<p>委員長</p>	<p>委員</p>	<p>日程第 9 議案第 9 号、日程第 10 議案第 10 号、日程第 11 議案第 11 号について説明を求める。</p>
<p>委員長</p>	<p>委員長</p>	<p>日程第 9 議案第 9 号、日南町人材育成奨学資金貸与条例の一部改正について承認を求めるものです。</p>
<p>委員長</p>	<p>委員</p>	<p>奨学生が学校等を終了した後、別に定める期間日南町内に居住した場合は、奨学資金の全部又は一部の返還を免除することができる規定です。平成 27 年 4 月 1 日施行で、この条例の施行日以降に新たに貸与する奨学資金について適用するものです。施行日前までに貸与を受けている奨学資金については、従前の例によるということです。</p>
<p>委員長</p>	<p>委員長</p>	<p>日程第 9 議案第 9 号、日南町人材育成奨学資金貸与条例の一部改正について承認を求めるものです。</p>
<p>委員長</p>	<p>委員</p>	<p>奨学生が学校等を終了した後、別に定める期間日南町内に居住した場合は、奨学資金の全部又は一部の返還を免除することができる規定です。平成 27 年 4 月 1 日施行で、この条例の施行日以降に新たに貸与する奨学資金について適用するものです。施行日前までに貸与を受けている奨学資金については、従前の例によるということです。</p>
<p>委員長</p>	<p>委員長</p>	<p>奨学生が学校等を終了した後、別に定める期間日南町内に居住した場合は、奨学資金の全部又は一部の返還を免除することができる規定です。平成 27 年 4 月 1 日施行で、この条例の施行日以降に新たに貸与する奨学資金について適用するものです。施行日前までに貸与を受けている奨学資金については、従前の例によるということです。</p>
<p>委員長</p>	<p>委員</p>	<p>奨学生が学校等を終了した後、別に定める期間日南町内に居住した場合は、奨学資金の全部又は一部の返還を免除することができる規定です。平成 27 年 4 月 1 日施行で、この条例の施行日以降に新たに貸与する奨学資金について適用するものです。施行日前までに貸与を受けている奨学資金については、従前の例によるということです。</p>
<p>委員長</p>	<p>委員長</p>	<p>奨学生が学校等を終了した後、別に定める期間日南町内に居住した場合は、奨学資金の全部又は一部の返還を免除することができる規定です。平成 27 年 4 月 1 日施行で、この条例の施行日以降に新たに貸与する奨学資金について適用するものです。施行日前までに貸与を受けている奨学資金については、従前の例によるということです。</p>
<p>委員長</p>	<p>委員</p>	<p>奨学生が学校等を終了した後、別に定める期間日南町内に居住した場合は、奨学資金の全部又は一部の返還を免除することができる規定です。平成 27 年 4 月 1 日施行で、この条例の施行日以降に新たに貸与する奨学資金について適用するものです。施行日前までに貸与を受けている奨学資金については、従前の例によるということです。</p>
<p>委員長</p>	<p>委員長</p>	<p>奨学生が学校等を終了した後、別に定める期間日南町内に居住した場合は、奨学資金の全部又は一部の返還を免除することができる規定です。平成 27 年 4 月 1 日施行で、この条例の施行日以降に新たに貸与する奨学資金について適用するものです。施行日前までに貸与を受けている奨学資金については、従前の例によるということです。</p>

日程第 10  
議案第 10 号  
日南町人材育  
成奨学資金貸  
与条例施行規  
則の一部改正  
について  
日程第 11  
議案第 11 号  
日南町人材育  
成奨学資金貸  
与実施要綱の  
一部改正につ  
いて

委員長  
事務局  
委員長  
事務局  
委員長  
委員  
委員長  
委員

日程第 10 議案第 10 号、日南町人材育成奨学資金貸与条例施行規則の一部改正について、承認を求め  
るものです。申請手続きで、2 年目以降提出する書類に在学証明書を加えております。奨学資金の返還  
ですが、学校等を終了後、奨学資金貸与年数の 2 倍の年数の期間日南町内に居住し、就職したときは、  
条例第 6 条第 1 項の適用を受けるまで返還を猶予するものとするものです。返還の免除では、条例第 6  
条第 1 項に該当するとき、住民票抄本、就業を証する書面を出してもらうということを加えております。  
返還猶予事由発生届の条文、第 12 条と第 13 条を加えております。

日程第 11 議案第 11 号、日南町人材育成奨学資金貸与実施要綱の一部改正について、承認を求め  
るものです。返還の免除又は猶予ですが、条例第 6 条第 1 項に定める期間は、奨学資金貸与年数の 2 倍の年  
数とする。上記アの期間町内に居住し、雇用期間 6 カ月以上の契約で町内又は町外に勤務すること。

返還途中の者が返還免除要件を満たす場合には、施行規則第 12 条による返還猶予届を提出し返還を  
猶予する。返還免除要件は上記ア及びイとし、返還免除対象額は、未返還額とする。

返還免除は、奨学生委員会の議に付した上で決定し、奨学資金返還免除決定通知書を交付する。

奨学生決定参考基準の学業成績を目的と意欲に変えています。第 5 条の 3 その他疑義の生じたとき  
には、奨学生委員会の審議に付した上で決定する、を加えております。

※資料に基づき人材育成奨学資金制度改正の概要説明

大学 4 年間 40 万円借りました。貸付年数は 4 年で 2 倍の年数は 8 年ですね。22 歳で大学卒業し 30 歳ま  
で町内に住んでいればよいのですね。その間の返還はどうなるのですか。

返還猶予事由発生届を提出し返還を猶予します。その後に返還免除となります。

他の奨学金も借りることができますか。

できます。

質疑はあるか。ないようなので、議案第 9 号について承認してよろしいか。

承認する。

議案第 9 号について承認されました。

議案第 10 号について承認してよろしいか。

承認する。

協議

委員長	議案第 10 号について承認されました。
委員	議案第 11 号について承認してよろしいか。
委員長	承認する。
委員長	議案第 11 号について承認されました。
教育長	協議について事務局から説明願います。 日南町総合文化センター減免使用団体登録申請書が日南町文化協会から提出され事務局として検討してきましたが最終結論に至っておりませんので、協議していただきたいと思います。文化協会はなくてはならない団体でありますし、文化に関することを中心的に行っています。できることなら免除していきたく考えております。実施要綱では、管理者が必要と認めた場合と町が主催又は共催する場合は全額減免となります。実態として文化協会全体の会議等は教育委員会事務局と文化センターと共催で事務を行っている観点から全額減免と考えております。
委員長	職員の誰かが管理するということですか。会議の時とか誰かが残るのですか。
事務局	文化センターが残ります。
委員長	文化協会は町が育てようとする機関。個人も育てないといけないが文化協会に入って協会として活動し町を盛り上げてほしい。
教育長	本来なら文化の伝承ですので皆に減免したいが、規定があるので協議していきたい。
委員長	他に質疑がなければ全額減免としてよろしいか。
委員	異議なし。
教育長	平成 27 年度行事予定案です。昨日会議がありましたが、まだ決定ではありません。 小中一貫教育の中で一緒にすること別々にすることの精査を現在しています。計画訪問時や特別に小中一貫教育の話をしたところでありますが、本来ならばもう一回でも二回でも小中一貫について確認をとっておかなければならないことがたくさんあると思います。前回の計画訪問時には、小中学校の校長先生、教頭先生に思いを聴いたところですが、時間的にそれに対する議論がされなかった。基本的に教育委員会としては、ここまでは理解してすすめてほしい。前々回、小中一貫の中で 7 年生～ 9 年生の呼び方は控えてほしい、中での運用はよろしいが表向きは中学校 1 年生～ 3 年生でお願いしたい。という一つ一つのことを精査しておかなければならない。ここまでは約束をしたと教育委員会として一本筋を通



事務局

して、来年以降における小中一貫教育の進め方について協議をしておかなければならない。特に来年度から大綱を作っていくのにその部分が一番のウェートになってくると推測します。

これまでも小中の校長先生、教頭先生と何度か話をしました。その中で教育委員会の方向をまとめながら話をします。第1に教育課程の特例校です。日南小中では来年度から文科省の特例校の指定を受けて、新教科「ともいき科」を新設することになりました。教育課程の特例校というのは、新教科を設定できるという特例校ですので、小中一貫教育の特例校ではないととらえております。そのあたりが、ずれがあったのかなと思っています。一貫教育を進めるために、この特例をとったということではないと、とらえております。地域や学校の実態に合わせて、日南小中学校においては、「ともいき科」という独自の教育課程として効果をあげられるという判断のもとで申請をして3年間の認可を受けたということです。「ともいき科」を活用していままでも進めてきました、一貫教育をさらに充実したものにしていきたいというとらえであるということ。

第2に、一貫教育のとらえ方。日南町は小学校1校、中学校1校が現状です。入学式、卒業式など行事について、小中それぞれで行うべきであると認識しています。いろんな学校行事につきましても、小中の中で話をしていきながら、一緒に開催できるものもあるのではないかと考えています。大きなものとしては、運動会、体育祭、文化祭、学習発表会等は日程の調整もありますし、そう簡単に一緒にはできない。ただ方向としては、そういった行事も一緒にすることで効果が見いだせるものについては、積極的に合同開催することは進めていきたいと考えています。小中それぞれの取組も大事にしないといけないと思っていますので、今後協議をしながら進めていきたいと思っています。ということですので、いまいま直ちに一貫校をつくっていくということではないと思っています。小中を合わせた一貫校、学園化を図るということを目指しているという事ではないという把握をしています。そういう点から、中学校7年生～9年生という呼称については、性急すぎはしないかと考えています。小中学校の取り組みの内容としては、小で切れるもの、小中で切れ目があるわけではなくて連続して取り組んでい行きたいと、これは統合以来その方針には変わりありません。呼称的なものについては、混乱をまねくおそれもあるのではないかとということから、そこにこだわるのではなく、中身の連結ということを重要視すべきではないかということを経済委員会事務局としては考えて、これまでも学校には求めてきました。今後につきましては、一貫校ということも視野にいれながら方向性を打ち出していく必要性はあるのではないかと

と考えています。統合から6年経ちまして、ある一定の一貫・連携はできてきたと思っています。これから先の児童生徒数の減少、地域の課題、これからの展望を考えたときには、一貫校であるとか、学校からでているコミュニティスクール、地域とともにというようなものも含めて、3年後、5年後、10年後にどうしていくべきかという方向性はこれから協議を深めていく必要があると思っています。そういったところを来年度からの総合教育会議という場での話題にしながら必要に応じて学校や地域とPTAと協議をしていくことが必要ではないかと考えています。今申し上げました点を教育委員会の中でも議論をしながら学校とも確認をしながら進んでいかなければいけないと考えています。

教育長

決して学校側も間違った方向を向いているわけではありません。これまで6年、7年がゼロではありませんし足踏みをしているわけではありません。それに向かって走っています。ただ、あまり知らない方が外枠だけでみられたら、もう準備もすんでいるのではないかと、もう一貫校にして良いではないかという考えを持たれるのも分からなくはない。ただし、ここにいる子ども達やPTAや教員は一生懸命階段を上がってきて現在の段階にいる。それを一気に飛び越していくのは性急。やはり協議をしていかななくてはならない。教育委員会だけ学校だけで話をするのでは良くない。教育委員会は最後の砦と言われますので、それまでに地域の方、PTAいろんな方と話をして学校運営についてどうしたら良いか、そのためにコミュニティスクールと言われるが、そこに固執してしまいます。そうではなくて、日南町型の運用をしていくためにはどうしたら良いかという話をしていく機会をつくっていかなくてはならないと思います。これは来年度の協議でありますけども、4点の確認はしておきたいと思います。

委員長

今言われたことを紙に書いておいた方が良いですね。当面の方針ということで、第一義的には総合教育会議の最初の議題の一つになるのかもわからないですね。今聞かれて異論はないと思いますがどうですか。

委員

異論はありません。そのように思います。

委員

今おっしゃる通りと思いますが、いろんな捉え違いがあり声が聞こえてきますので修正していかなくてはならない。

委員長

これまでは方針はなかった。一貫教育をする方針はあって現実に7年目に入っているわけですけどね。将来学園にするのかこのまま行くのか。間違いなく子どもは減るとすれば、何年度には学園を目指す。そのためには例えば、広い職員室をつくる、何年度には予算をたてる、設計を試みるとかということも。

教育長  
委員

方針が決まったのならかかるべきだと思う。決まらないならこのまま 10 年間このままいくんだということも良いが、児童生徒が減って 10 年もたないのではないか。中学生が 50 人のときがくる。学園を目指す方向をどこかでつけなくてはいけないと思います。

一つの手法だと思います。

目指すのと今とが混同してしまっている。保護者を対象とした会の中で、小中一貫校という言葉が繰り返して使われる。小中一貫校ではなくて教育課程の特例ですよ、と発言があっても繰り返し小中一貫校と言われる。そうすると保護者も何が事実なのか分からなくなり誤解をまねく原因になる。目指していくのは、みなさん言われたようにいずれはそういう方向をたどらないといけないのは、なんとなくわかるけども、今それだという言い方をされると違うと思う。説明する側が気を付けて言葉を使わないと保護者がますます分からなくなる。

教育長

新しい年度になりますので、教育委員会の柱、考え方を確認していきたい。入学式を合同開催する案もありましたが最終的に小中別に行くことになりました。いろいろなところで話をされて、少しずつ理解できているところもあると思います。指導者というのはしっかりしていないといけない、教育委員会も一本筋を通したいと思います。

委員

ともいき科、総合など小中関わる部分を強調していくということをださないと一貫校が独り歩きする。どこを小中学生が一緒になってやるのか、

姿をみないとわからない。小中一貫教育を進められて連携もしてこられたけども具体的な姿が見えなかったから保護者が分かりにくい。今まで取り組んできたものが必要になって「ともいき科」がうまれたとか分かりにくいと思う。

委員長

これまでは、手探りでやってきて 27 年に具体的に踏み込む。踏み込んだ結果は数年先に学園化を目指すみたいな初年度だという感じか。

委員

姿をみてもらうしかない。そのためには、教員がいかに真剣に本気で立ち向かえるか。そこしかないと思う。頑張ってもらいたい。

委員長

私たちが考えるメンバーとしてやるしかない。新年度の先生には最初から紙に書いたものを渡して、具体的にはこういう方針でします。そのための一歩なので先生たちも覚悟しておいてほしい、と最初に言っておかないと。今言われたことをまとめてみてください。

事務局	<p>今話したようなことを教育委員会としては考えていると、今までも学校には伝えてきたが、一貫校という言葉であつたり7年生8年生9年生というのもいまだに出てきます。その辺は共通理解したと思つているところが落ちていないのかなと心配する部分です。校長教頭先生以外の先生方とは深く話をしていないので、そういう考え方が先生方にどこまで、どういうかたちで落ちているのかというのを出かけて行って捉えていこうと思つています。大事なのがみんながその気になって一丸となつて動いていくかだと思つています。そこら辺りをまとめていくためにも教育委員会で方針を示す必要があると思つています。3月の内に今までの成果・課題、一貫校にしていくメリット、デメリットを整理して学校に示したいと思つています。統合してから4月に職員の第1回目の研修をしてきています。そこで日南小中の方針を教育委員会が話をする場を持っていましたし、学校の研究主任がこういう方向で進めていくんだと話す場もありましたので、27年度もそういう形でスタートすると思つていますので、そういう場で教員の意識の徹底、統一を図っていきたいと思つています。</p>
委員長	<p>方針・結論だけをできたら紙1枚2枚にしてほしい。ここで決めないといけないと思う。学校の先生は現場の責任者だけでも何かあればここですよ。</p>
教育長 委員長	<p>次回の教育委員会までに教育委員会の考え方をまとめて皆さんの合意を得たいと思つています。 本会議はこれで終了します。</p>

会議の経過を記載し、相違ないことを証するためにここに署名する。

日南町教育委員会委員長